

令和 8 年 3 月 17 日

広島市西区草津港一丁目 9 番 39 号

株式会社大崎水産

代表取締役副社長 大崎 高志



一般事業主行動計画

今般、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、下記のとおり策定しました。

記

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2. 当社の課題

- ・ 従業員が高年齢層に偏っており、その定年退職により人員の不足が生じる恐れのあること
- ・ また、このため従業員全体の所定外労働時間が増加してしまう恐れのあることとくに、子育て世代の従業員に対して仕事と家庭生活との両立のための時間を十分に与えられなくなる恐れのあること

3. 目 標

一般部門の正規の従業員の一月当たりの所定外労働を平均 10 時間、
製造部門を同じく 20 時間以内にする
(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法による)

<取組内容と実施時期>

令和 8 年 4 月～ 所定外労働の状況を把握し、製造工程の見直し等を行う

令和 9 年 4 月～ 所定外労働の状況を再確認し、さらなる措置を実施する

男性従業員 1 名以上に育児休業を取得させる
(次世代育成支援対策推進法による)

<取組内容と実施時期>

令和 8 年 4 月～ 子どもの生まれた男性従業員に対して育児休業制度について都度
案内する

令和 9 年 4 月～ 育児休業の取得状況を振り返り、案内を継続する

以上